

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

長崎県後期高齢者医療広域連合長

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第4号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則（平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第7号）の一部を次のように改正する。

第17条中「運賃等相当額」の次に「（次条及び第19条第2号において「運賃等相当額」という。）」を加える。

第18条第1号中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

第19条第1号中「（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同条第2号中「1箇月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとし

て通勤手当を支給される場合にあつては」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては）」に、「1箇月当たりの運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に改め、同条第3号中「1箇月当たりの運賃等相当額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に改める。

第22条第1項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改め、同条第2項中「交通機関等に係る通勤手当に係る給与条例第5条第4項」を「給与条例第5条第5項」に改め、同項第1号中「(第19条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び給与条例第5条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円」を「及び給与条例第5条第2項第2号に定める額の合計額（以下この号及び次号において「1箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が150,000円」に、「運賃等相当額等が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号中「運賃等相当額が55,000円」を「通勤手当算出基礎額が150,000円」に、「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額」を「150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額及び広域連合長の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0円）」に改め、同号ア及びイを削り、同条第3項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改める。

第23条第1項中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

第50条及び第51条を次のように改める。

第 5 0 条 削除

第 5 1 条 削除

第 7 6 条第 2 項中「地域手当、」を削る。

第 7 7 条第 1 項中「次の各号に規定する額の合計額」を「基本報酬として第 7 4 条又は第 7 5 条で決定した号給による給料月額」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「次の各号に規定する額の合計額」を「基本報酬として第 7 4 条又は第 7 5 条で決定した号給による給料月額」に改め、同項各号を削る。

第 8 2 条第 3 項第 1 号中「給料に同条第 2 項の規定により算出された地域手当を加えた額」を「給料の額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間における地域手当については、改正後の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則の規定にかかわらず、改正前の長崎県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給に関する規則第 5 0 条及び第 5 1 条の規定に基づいて支給する。

3 この規則の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間、第 7 6 条第 2 項中「通勤手当」とあるのは、「地域手当、通勤手当」と、第 7 7 条中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び地域手当相当額として第 7 4 条又は第 7 5 条で決定した月額に常勤職員の例による割合を乗じて得た額の合計額」と、第 8 2 条第 3 項第 1 号中「給料の額」とあるのは、「給料に同条第 2 項の規定により算出された地域手当を加えた額」と読み替えるものとする。